

総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策（法第 10 条第 1 項第 1 号） 成年後見制度の利用の促進															
2. 担当部局（法第 10 条第 1 項第 2 号） 成年後見制度利用促進担当室	3. 作成責任者 参事官 矢作 修己														
4. 政策評価時期（法第 10 条第 1 項第 2 号） 平成 30 年 3 月	5. 評価対象期間 平成 28 年度・29 年度														
6. 政策の概要 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）、これに基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。															
7. 達成すべき目標 基本計画に掲げられた施策等の推進															
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	予算額	—	—	44	執行額	—	—	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度												
予算額	—	—	44												
執行額	—	—													
9. 評価の観点（法第 10 条第 1 項第 3 号） 基本計画に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果をあげているかなどの総合的な観点から評価を行う。 評価に当たっては、基本計画に基づく施策等の動向を確認する。															
10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条第 1 項第 4 号） 基本計画は 5 か年計画として平成 29 年 3 月に閣議決定され、平成 29 年度はその初年度として施策に着手し、関係省庁等と連携して取り組んでいる。なお基本計画では、その中間年度である平成 31 年度に、各施策の進捗状況を踏まえ個別の課題の整理・検討を行うこととされているところ、今後事務を引き継ぐ（※）厚生労働省において対応されることとなるが、現時点での政策評価結果については次項記載のとおりである。 ※促進法により、その施行の日（平成 28 年 2 月）から 2 年以内に厚生労働省に事務を引き継ぐとされているところ、平成 30 年 4 月 1 日の引継ぎに向け最終調整中である。															
11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号） 促進法第 12 条第 1 項により、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本計画を策定することとされているところ、平成 28 年 9 月以降有識者会議である成年後見制度利用促進委員会において審議を重ね、基本計画															

に盛り込むべき事項についての意見を取りまとめ、これを踏まえ計画の案を閣僚会議である成年後見制度利用促進会議において決定し、平成 29 年 3 月に閣議決定を行った。

基本計画に基づく施策について、平成 30 年 2 月末時点までの実施状況は下記のとおりであり、政策としては一定程度進展が見られた。今後、基本計画の中間年度である平成 31 年度に、各施策の進捗状況を踏まえ個別の課題の整理・検討を行うこととされており、具体的には、下記の施策の実施状況等を踏まえ、検討されることとなる。

【施策の実施状況】

I 制度の周知

成年後見制度の利用の促進を図っていくために、成年後見制度の広報・周知に取り組んでいる。

【施策例】

- 成年後見制度及び成年後見登記制度をより分かりやすく国民に周知するためのパンフレット及びポスターの作成

II 市町村計画の策定

促進法により、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされているところ、国の計画の周知や市町村計画の策定の働きかけを行っている。

【施策例】

- 国の計画について都道府県及び市町村担当者向け説明会の開催
- 説明会やその他の機会において市町村計画策定の働きかけ

III 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とする。

【施策例】

- 成年後見人等が安心して活動することができるようなシステムの改修
- 市民後見人等の権利擁護人材の養成研修等
- 法人後見実施のための研修、安定的な実施のための組織体制の構築、適正な活動のための支援
- 成年後見制度の利用及び類型の決定手続における、本人の精神の状態に関する医師の診断書等の在り方の検討

IV 地域連携ネットワークづくり

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図っている。

【施策例】

- 成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備を実施
- ネットワーク構築などに係る手引き・指針に関する研究事業の実施
- 成年後見制度利用促進のための地域における広報、普及活動の実施
- 成年後見制度の利用等に係る経費に対する助成
- 市民後見人等の権利擁護人材の養成研修等（再掲）
- 法人後見実施のための研修、安定的な実施のための組織体制の構築、適正な活動のための支援（再掲）

V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

【施策例】

- 金融機関等及び関係省庁による成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会の実施

VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

成年被後見人等（成年被後見人・被保佐人・被補助人をいう。以下同じ。）であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進めている。

【施策例】

- 医療機関における医療従事者の成年後見制度への理解状況等実態把握に関する研究事業の実施

Ⅶ 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、政府において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、今通常国会に関係法律の改正法案を提出することを目指して、検討を進めている。

（※ 平成 30 年 3 月 13 日に法案を国会に提出。）

1 2 . 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

有識者会議である成年後見制度利用促進委員会に基本計画に基づく施策の実施状況等を報告し、御議論いただいた。

1 3 . 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

—

（注）「法」とは、行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。